(仮称) 神崎郡ごみ処理施設建設工事 優先交渉権者選定基準書

令和5年10月

中播北部行政事務組合

目 次

用	語の定義	1
1.	優先交渉権者選定基準書の位置付け	2
2.	審査の基本的な考え方	2
3.	審査方法	2
4.	技術審査結果の点数化方法	4

用語の定義

本工事	本事業で整備するエネルギー回収施設及びリサイクル施設の建設工事を				
	いう。				
本施設	本事業で整備するエネルギー回収施設及びリサイクル施設をいう。				
組合	中播北部行政事務組合をいう。				
応募者	本事業に応募する単体企業又は本事業に応募する構成企業と協力会社で				
	構成された企業グループをいう。				
企業グループ	本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業群をいう。				
構成企業	応募者(企業グループ)のうち、組合と基本協定及び基本契約を締結す				
	る企業をいう。				
代表企業	応募者が企業グループである場合に、構成企業のうちプロポーザル手続				
	き等において応募者の代表を務める企業をいう。				
事業者	本事業を委ねる事業者として選定された応募者をいう。				
維持管理業務	施設が正常に機能するように、設備等の補修・点検等を行う業務をいう。				
運転管理業務	施設を稼働させ、施設の運転・用役管理・受入等を行う業務をいう。				
基本契約	組合と事業者の間で締結される本事業に係る契約をいう。				
基本協定	組合と事業者の間で締結される本事業の準備行為に関する取扱い等に係				
	る協定をいう。				
優先交渉権者	応募者のうち、本事業を実施する者として優先的に交渉できる権利を持				
	つ者をいう。				
次点 (交渉権者)	応募者のうち、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者として選				
	定された者をいう。				

1. 優先交渉権者選定基準書の位置付け

(仮称)神崎郡ごみ処理施設建設工事優先交渉権者選定基準書(以下「基準書」という。)は、組合が発注する(仮称)神崎郡ごみ処理施設建設工事を実施するに当たり、豊富な経験と高い技術を有する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するための基準を示すものである。

2. 審査の基本的な考え方

審査は、応募者の提出書類や提案内容が、募集要項(プロポーザル説明書)や要求水準書(工事発注仕様書)に規定する内容を満足していることの確認、提案内容の妥当性や確実性に関して評価を行うことを目的とする。

なお、組合は、必ずしも本事業や本工事の実施に当たって、確保している財源(予算)の上限を使用して最大の提案を求めるものではなく、限りある財源で、応募者の創意と工夫により、より良いものを適正な価格で建設できる提案を求めるものである。

3. 審杳方法

本基準書に基づく審査は、以下の手順により実施する。

(1)参加資格審査

応募者から提出されたプロポーザル参加資格審査申請書及び添付書類等により、プロポーザルの参加資格要件を有していることを確認する。

(2)提出書類の審査

技術提案関係図書等に記載された内容が要求水準書(工事発注仕様書)に規定する内容を満足しているか等の審査を行う。なお、応募者が1者のみである場合も審査を行う。

審査は、募集要項(プロポーザル説明書)に規定されている技術提案関係図書又は修正技術 提案関係図書に記載された内容が、要求水準書(工事発注仕様書)に規定された要求水準を満 足しているか又は要求水準を満足する見込みがあるかの確認を行う。

なお、審査において、要求水準を満足できない又は要求水準を満足する見込みが低いと判断 された場合は、ヒアリング等の実施を経て改善を求め、改善要求に対する回答においてもなお 要求水準を満足できないと判断した場合は失格とする。

応募者に対し、修正技術提案関係図書の提出を求めた場合は、技術提案関係図書に準じた審査を行い、必要に応じて再度ヒアリングを実施する。

(3)技術審査

1) 非価格要素の審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書のうち、最終の非価格要素の提案内容について 審査し、非価格要素提案審査における評価項目及び配点に基づいて非価格要素評価点を決定す る。

2) 価格要素の審査

技術提案関係図書又は修正技術提案関係図書のうち、最終の見積額について、価格要素評価 点を決定する。

3)技術審査における評価の視点

技術審査は表に示す評価項目、着眼点、配点に基づいて審査を行う。

表 技術審査における評価項目、着眼点、配点

評価項目					評価の着眼点	配点
		安全・安心で安定的な処理ができる施設	1	エネルギー回収施設について、類似施設 [※] の 元請けとしての建設(新設)実績	応募企業のエネルギー回収施設の元請けとしての建設(新設)実績数を評価する。	
			2	リサイクル施設について、類似施設 [※] の元請 けとしての建設(新設)実績	応募企業のリサイクル施設の元請けとしての建設(新設)実績数を評価する。	
			3	場内の安全管理の考え方	安全管理について、作業動線や利便性を考慮した優れた提案がされているかを評価する。	
	1		4	安定稼働を実現するための技術	施設の安定稼働について、優れた技術及び根拠を基に提案がされているかを評価する。	50
			5	ごみ量・ごみ質の変動への対応方法	ごみ量・ごみ質の変動への対応方法について、優れた技術及び根拠を基に提案がされているかを評価する。	50
			6	熱回収率	熱回収率について、優れた技術及び根拠を基に提案がされているかを評価する。	
			7	工期の遵守	工期を遵守するための優れた提案がされているかを評価する。	
			8	業務及び情報の引継ぎ方法	引き渡し時における業務及び情報の引継ぎ方法や運転指導について、優れた提案がされているかを評価する。	
		員例 ぐさる施設	1	緊急時の対応方法	自然災害・事故・トラブル等といった緊急時の対応方法について、優れた提案がされているかを評価する。	
	2		2	避難所機能の活用方法	災害時における避難所機能(地元住民への施設の開放等)の活用方法について、優れ た提案がされているかを評価する。	15
非価格要素 の審査			3	災害廃棄物への対応方法	災害廃棄物への対応方法について、優れた提案がされているかを評価する。	
		地域に開かれ親しまれる施設 -	1	地域特性を理解した還元策	地域遠元策について、地域特性を理解した優れた提案がされているかを評価する。	
	3		2	地域経済への貢献	地域経済への貢献(雇用、発注等)方法について、優れた提案がされているかを評価する。	25
			3	情報公開の方法	情報公開の方法について、優れた提案がされているかを評価する。	25
			4	啓発施設(設備)及び見学者への配慮	啓発施設(設備)及び見学者への配慮方法について、優れた提案がされているかを評価する。	
		4 環境にやさしい施設 循環型のまちづくりに寄与できる施設	1	運転管理自主基準値	排ガス、騒音、振動、悪臭、粉じんの運転管理自主基準値について、優れた技術及び 根拠を基に、公害防止基準値を下回る値が提案されているかを評価する。	
	4		2	二酸化炭素排出量の削減	施設稼働中の二酸化炭素排出量について、優れた技術及び根拠を基に、削減策が図られているかを評価する。	20
			3	建設時における配慮	建設時における地元住民への説明方法や、地元住民や環境に配慮した工法等につい て、優れた提案がされているかを評価する。	
		5 経済性・効率性 2	1	人員配置計画	運転管理に携わる職員の役職(必要な法定資格者)、人数、シフト等について、適切な計画とされているかを評価する。	
	5		2	用役費	20年間の用役費について、根拠(単価、量)と併せて評価する。	10
			3	維持補修費	20年間の維持補修費について、根拠(対象設備、内容)と併せて評価する。	
					非価格要素の審査合計	120
価格要素の 審査	の ※定量化限度額/入札金額 の ※定量化限度額を下回る価格を提示した応募者の得点は80点とする					80
					価格要素の審査合計	80
総合計 ※「類似施設」の定義						

^{| ** 「}類似施設」の定義
** 「類似施設」の定義
エネルギー回収施設: 平成14年12月1日(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める焼却炉の構造基準の改正)以降に竣工した1炉当たり20 t / 日以上の規模を有する全連続式焼却施設(ストーカ式) リサイクル施設: 平成20年4月1日(改正容器包装リサイクル法完全施行)以降に竣工した破砕及びプラスチック圧縮設備を含むリサイクル施設
** 「実績」の定義
参加資格審査申請書の提出日における、元請けとしての新設工事実績とする

4. 技術審査結果の点数化方法

(1) 非価格要素の評価

非価格要素提案書については 120 点を満点とし、各評価項目の評価基準に基づいて評価を行い、その結果に基づいて点数化を行う。

(2)価格要素の評価

価格要素の評価については 80 点を満点とし、次に示す方法で算出する。なお、計算された 点数については、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位として評価を行う。

なお、予定価格を上回る見積金額を提案した場合は無効とする。

点数=配点×定量化限度額/入札金額

※定量化限度額を下回る価格を提示した応募者の得点は80点とする

(3) 総合評価点の算出及び優先交渉権者の選定

非価格要素評価点と価格要素評価点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を示した応募者を優先交渉権者に、次点の応募者を次点交渉権者として選定する。

総合評価点=非価格要素評価点+価格要素評価点

なお、総合評価点が最も高い応募者が2者以上あるときは、非価格要素評価点の高い応募者を優先交渉権者とする。さらに、非価格要素評価点も同点の場合は、見積書に記載の金額が低い方を優先交渉権者とする。見積書に記載の金額も同じ場合は、組合が作成するくじにより優先交渉権者を選定する。

(4)優先交渉権者の決定

委員会での審査及び選定結果を踏まえ、組合及び構成町において優先交渉権者及び次点交渉 権者を決定する。